

上毛倶楽部規約

平成 23 年 4 月改訂

平成 29 年 7 月改訂

第一章 総則

第 1 条 (目的)

本倶楽部は、群馬県出身者及びその縁故者を以って会員とし、在京地区と在郷地区が墨蜜なる連携を図り、群馬県の地域産業、経済、社会、文化、教育等の発展に寄与し、且つ会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 2 条 (名称)

本倶楽部は、上毛倶楽部と称する。

第 3 条 (所在地)

本倶楽部の事務所は、東京都中央区に置く。

第 4 条 (規約)

この規約で定めるものの他、本規約の実施及び業務の執行について必要事項は、総会の議決を経て規約に定める。

第二章 事業

第 5 条 (事業)

本倶楽部は、前項の目的達成の為、下記の事業を行う。

- (1)財政、経済、社会、文化、教育、労働の問題等に関する講演会、座談会、研究会等の開催。
- (2)郷土の観光(名所、史蹟、温泉、保養地等)の PR と斡旋。
- (3)郷土の物産、製品の PR と斡旋。
- (4)機関紙の発行。
- (5)在京、在郷の会員相互の親睦を深めるため、会員(含む家族)の懇親会、旅行、観劇、見学、ゴルフ、趣味の会等を実施する。
- (6)会員名簿の作成。
- (7)前各号に掲げるものの他、本倶楽部の目的を達成するために必要な事業。

第三章 会員

第 6 条 (会員の資格)

群馬県出身者又は本県に縁故のある者で本倶楽部の趣旨に賛同し、会員の推薦により申込みをなし、常任理事会の承認を受けた者を法人または個人の会員とする。

第7条（会費）

会の承諾を得た者は、入会金 10,000 円並びに年会費（年額）個人 15,000 円、法人 25,000 円を入会后 1 ヶ月以内に納入する。

（注）年会費の納入方法は、別途内規による。

第8条（脱退）

会員は何時でも常任委員会に申出て退会することができる。

払込済会費は退会しても返却しない。

(2) 会員は次の場合には退会となる。

(1) 死亡し、又は解散した場合

(2) 除名された場合

第9条（除名）

会員が会費を 1 年以上滞納した場合、又は本倶楽部の目的遂行を妨げ、あるいは当倶楽部の信用を害する非行をした場合は、常任理事会の議を経て除名することができる。

第10条（永年会員）

本倶楽部の運営に尽くされ在籍 30 年又は、役職を掌り 20 年以上これに準ずる会員が高齢、疾病等により止むなく退会した場合、常任理事会は協議の上永年会員として年会費を免除することができる。

第四章 役員

第11条（役員及選任）

本倶楽部に次の役員を置く。

- (2) 理事長、副理事長、最高顧問、名誉理事長、名誉顧問、顧問、相談役、常任理事、理事、会計監事。
- (3) 理事長、最高顧問、名誉理事長、名誉顧問、顧問は本倶楽部に功績顕著であり、常任理事会の推薦を受けた者。
- (4) 常任理事及び会計理事は理事会で推薦を受けた者。
- (5) 理事は総会に於いて、推薦を受けた者。
- (6) 副理事長、顧問、相談役、常任理事及び理事は若干名とし、会計監事は 3 名以内とする。

第12条（役員の職務）

理事長は、本倶楽部を代表し、倶楽部運営を統括する。

- (2) 最高顧問、名誉理事長、名誉顧問、顧問は倶楽部運営に意見を述べ、協議・諮問に応じる。
- (3) 常任理事は倶楽部の業務を執行し、会員総会、理事会及諸集会を招集する。
- (4) 理事は常任理事を補佐し常任理事及会計監事を推薦し重要議案を審議する。
- (5) 会計監事は本倶楽部の業務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第13条（役員任期）

役員任期は2年とする。

- (2) 役員は再任されることができる。
- (3) 補欠で選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

第五章 総会

第14条（総会）

定期総会、臨時総会は、常任理事会に於いて必要と認めるとき開催する。

- (2) 会員総会の招集は少なくとも会の1週間前までに各会員に対し会議の目的事項、日時及場所を書面を以って通知する。

第15条（総会の決議事項）

次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の設定、改定または廃止。
- (2) 事業計画及収支予算の決定または変更。
- (3) その他規約に定める事項。

第16条（議決）

総会、理事会、常任理事会の議事は出席者の過半数を以って決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

第17条（議事録）

会員総会については、議事録を作成する。

- (2) 会員総会の議事録は議長及出席した監事2名以上が、署名捺印してこれを保存するものとする。

第六章 資産と会計

第18条（運営費）

本倶楽部の運営経費は、会員の会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第19条（事業年度）

本倶楽部の事業年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第20条（決算関係書類の作成）

常任理事会は毎事業年度事業報告書、貸借対照表、収支決算書、その他必要書類を作成し会計監査を経て通常総会に提出し、その承認を得るものとする。

第 21 条 (事務局)

本倶楽部に事務局を置く。

事務局長及職員若干名を置き事務局長及職員は常任理事会の議により任免できる。

- (2) 事務局長は本倶楽部の一般事務を管掌する他、本倶楽部の事業計画、財務計画等を立案し、担当委員会の議を経て常任理事会の承認を得る。
- (3) 事務局職員は事務局長の管掌下にあつて規律要領、就業規則、給与規定を守り、本倶楽部の一般事務の処理に当るものとする。

第 22 条 (委員会)

本倶楽部は規約第 5 条の事業を円滑に遂行するため下記の委員会を設け、委員は会員より選出し、常任理事会で任免する。

- (イ) 企画委員会
 - (ロ) 組織委員会
 - (ハ) 財務委員会
 - (ニ) 群馬委員会
 - (ホ) 経済文化委員会
 - (ヘ) 広報編集委員会
 - (ト) ゴルフ委員会
 - (チ) その他、必要に応じ委員会を設定する。
- (2) 委員会は、委員長、幹事を互選して所管事業を審議し、常任理事会の承認を得て実施する。

第 23 条 (謝礼)

講演会、座談会、講座等 (以下、「講演会等」という) に於ける講師の謝礼は内規による。

第 24 条 (開催)

講演会等の開催は通常年 3 回以上行うものとする。講演会等の講師は、担当委員会の議を経て、常任委員会の承認のもとに実施する。

第 25 条 (会費)

講演会等の開催に伴う会費は常任理事会で協議決定する。

第七章 その他

第 26 条

本規約に規定なき事項は常任理事会の決議を以つて適宜対処する。